

# 朝霞市選挙管理委員会臨時会議事録

令和5年7月19日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市選挙管理委員会臨時会	
開 催 日 時	令和5年7月19日（水） 午前10時00分から 午前10時 7分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館5階 502会議室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
	会議録の確認方法  委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

朝霞市選挙管理委員会臨時会

令和5年7月19日(水)  
午前10時00分から  
午前10時7分まで  
朝霞市役所 別館5階 502会議室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題 埼玉県知事選挙関係
  - 議案第49号 選挙人名簿に登録する者について
  - 議案第50号 選挙人名簿から抹消することについて在外選挙人関係
  - 議案第51号 在外選挙人名簿に登録する者について
- 5 その他
- 6 閉会

出席委員（3人）

委員長代理	加藤洋子
委員	金子智恵子
委員	藤井尚夫

---

事務局	選挙管理委員会事務局長	堤田俊雄
事務局	選挙管理委員会事務局主幹兼局次長	河本幸雄
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係長	佐藤真
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係主査	三井正規

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会臨時会次第
- ・ 議案第49号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第50号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 令和5年7月19日選挙時登録概要について
- ・ 投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表
- ・ 議案第51号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 在外選挙人名簿登録者一覧表
- ・ 在外選挙人名簿登録者数、在外選挙人名簿登録者数の推移、近隣市の状況

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長職務代理あいさつ

○加藤委員長代理

おはようございます。ただいまから、朝霞市選挙管理委員会臨時会を開きます。臨時会にご参集いただきありがとうございます。本来であれば、本臨時会の議事につきましては、委員長にお願いするところですが、本日、所用により欠席のため、職務代理の私が進行させていただきます。

◎3 会議録署名委員の指名

○加藤委員長代理

それでは、日程に従いまして、進めさせていただきます。

日程3、会議録署名委員の指名でございます。朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項によりまして、藤井委員、お願いいたします。

◎4 議題 選挙人名簿関係

議案第49号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第50号 選挙人名簿から抹消することについて

○加藤委員長代理

日程4、議題でございます。

埼玉県知事選挙関係でございます。「議案第49号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」、「議案第50号 選挙人名簿から抹消することについて」。両案につきましては、関連がございますので一括議題とさせていただきます。

それでは提案理由の説明をお願いいたします。

○事務局・佐藤係長

議案第49号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和5年7月19日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、991人。女、1,219人。計、2,210人となっております。

続きまして、議案第50号を御説明申し上げます。選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和5年7月19日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、571人。女、437人。計、1,008人となっております。

1枚おめくりください。資料の概要について御説明申し上げます。

1番の登録につきましては、先ほどの議案第49号の内容になってございまして、転入が令和5年3月2日から令和5年4月19日の方。年齢要件につきましては、平成17年6月3日から平成17年8月7日までにお生まれになった方が該当となっております。

続きまして2番につきましては、議案第50号の内容になってございます。

転出につきましては、令和5年2月1日から令和5年3月18日まで。死亡につきましては、令和5年6月2日から令和5年7月19日までとなっております。3番のところですが、市内転居につきましては、令和5年6月21日までで処理をさせていただきました。

4番の選挙権を有する者の1/50の数、1/6の数、及び1/3の数につきましては、下段のところにそれぞれ載せてございます。

裏面を御覧ください。

今回の選挙時登録によりまして、男が、5万9,622人。女が、5万9,500人。合計としまして、11万9,122人となっております。

以上になります。

○加藤委員長代理

ありがとうございました。

説明が終わりました。

初めに、議案第49号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第49号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第50号につきまして、御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第50号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 在外選挙人関係

議案第51号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

○加藤委員長代理

次に、在外選挙人関係でございます。

「議案第51号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

○事務局・佐藤係長

議案第51号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和5年7月19日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1人。女、1人。計、2人となっております。

裏面を御覧ください。今回の対象者を載せてございます。

続きまして、今回の在外選挙人についての登録者の概要ですが、男、51人、女、51人、計、102人となっております。

近隣市の状況につきましては、下段に載せております。

以上になります。

○加藤委員長代理

ありがとうございました。

説明が終わりました。

初めに、議案第51号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第51号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、原案のとおり承認されました。

◎5 その他

○加藤委員長代理

次に、日程第5「その他」でございます。

委員の方から、何かございますか。よろしいですか。

事務局から、何かございますか。

○事務局・佐藤係長

ございません。

◎6 閉会

○加藤委員長代理

それでは、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

委員長代理 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_